

国民健康保険の加入・脱退のときは必ず届け出てください

問い合わせ ほけん福祉課保険班 ☎ 78-3115（内121）

新たに国民健康保険へ加入する人や脱退して別の健康保険に加入した人は、異動日から14日以内に役場への届け出が必要です。加入手続きが遅れると医療費が全額自己負担となり、国民健康保険税がさかのぼって課税され、脱退手続きが遅れると課税されたままの状態となりますので、早めの手続きをお願いします。

★手続きにはマイナンバーカードが必要です★

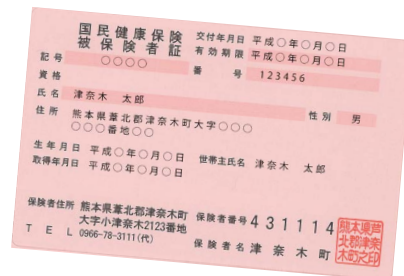
窓口で世帯主の番号確認と窓口に来られた人の本人確認をします。以下の届け出に必要なものに加えて、①と②をお持ちください。

①世帯主と対象者のマイナンバー確認書類（いずれかで可）

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバー付き住民票

②窓口に来られる人の本人確認書類（どちらかで可）

- ・1点必要なもの：運転免許証やパスポートなど（顔写真のある公的書類）
- ・2点必要なもの：住民票や年金手帳、保険証など（顔写真のない公的書類）



	手続きが必要なとき	必要なもの
加入の手続き	津奈木町に転入	転出証明書
	職場の健康保険などをやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書か離職票
	職場の健康保険などの被扶養者からはずれた	被扶養者でないことが分かる証明書
	子どもが生まれた	母子手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入	在留カード
脱退の手続き	津奈木町から転出	保険証
	職場の健康保険などに加入	国民健康保険と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険などの被扶養者になった	（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
	国保の被保険者が死亡	保険証
	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめる	在留カード
	保険証をなくした（再交付申請）	使えなくなった保険証など

交通事故などで国民健康保険・後期高齢者医療を使って治療を受けたら…

交通事故や喧嘩など第三者の行為でケガをして、国民健康保険か後期高齢者医療の保険を使って治療する場合には、必ず届け出てください。詳しくは、ほけん福祉課保険班までお問い合わせください。

【ケガの主な事例】 自動車・バイクによるケガ、自転車によるケガ、犬によるケガ など

くらしを便利に！ マイナンバーカード



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

問い合わせ 総務課総務班 ☎ 78-3111（内211）
住民課住民班 ☎ 78-3113（内111）

マイナンバーカードはマイナンバー（個人番号）が書かれた顔写真付きのカードです。住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付けて、複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であることを確認するために活用されるものです。身分証明書としても役に立つマイナンバーカードをぜひ取得しましょう。

メリット



個人番号を証明する書類に

マイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明する書類となります。掲示することで添付書類が不要になることもあります。



公的な身分証明書に

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な口座開設やパスポートの新規発給などは、これ一枚で手続きできます。3月から健康保険証として利用できるようになりました。



行政手続きのオンライン申請が便利に

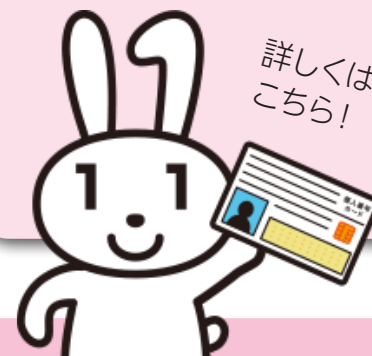
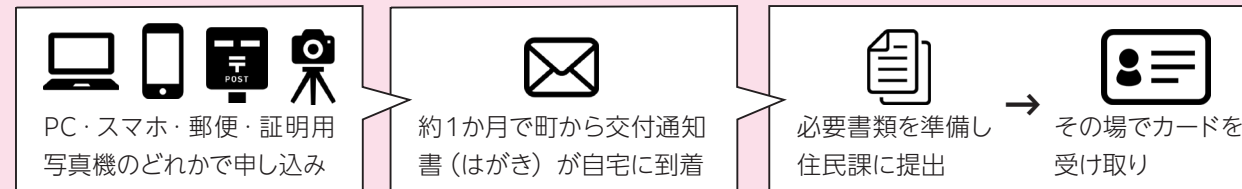
マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請などに利用できます。

これ1枚でマイナンバーと身元の確認ができて便利



マイナンバーカード見本（上）正面（下）裏面

マイナンバーカード取得方法 ※発行に1か月以上かかります。



詳しくは
こちら！

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30



総務省
HP